

はしがき

2017年早春、日本学術会議は「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表し、過去二つの声明——「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」（1950）、「軍事目的のための科学研究を行わない」（1967）声明——の継承を明確にした。そのふた月ほど前の1月、明治大学は「人権と平和を探求する」との全面広告を主要全国紙に出し、「国際社会への貢献と世界平和の実現」、「軍事利用を目的とする研究・連携活動の禁止」、「ダイバーシティ フレンドリーキャンパスの創造」などの提言を行っていた。いつの間にか「武器」が「防衛装備品」と呼ばれるようになり、「武器輸出」は「防衛装備移転」、「軍事研究」は「安全保障研究」などと言い換えられ、軍事と「防衛」や「安全保障」とが等価とされ、軍事の影が薄められ、「自衛のため」と称して学問・研究の領域が侵されつつある昨今、そうした流れとは一線を画する宣言でもあった。その広告のことに注目し、明治大学から一つ平和学関連のまとまった書が出せないかと考えたのが、法律文化社の編集者、小西英央さんであった。

よくよく考えてみれば、「人権と平和」という組み合わせは、平和という概念の核心を突いているのではないだろうか。というのも、例えば、「人権なき平和」の実態を考えてみた際、（奴隷制とまではいかななくても）人種や民族、国籍、ジェンダーなどでの差別や偏見とともに人権侵害の状況があっても、表面的な争いがなく平穏な状態、すなわち、人権抑圧下での社会の安定、安寧、秩序——さらには権力・支配関係を不問にした「和」の状態——は、前近代ではもちろんのこと、現在でも存在する（いわゆる「消極的平和」）。一方で、「人権あつての平和」は、人権を基盤とした平和であり、一人ひとりの人権が保証された状態での平和であり、それぞれの個が尊重され、その尊厳が護られていることを前提とする。人権擁護という理想と現実の状況とはかけ離れていることが多いゆえ、また、絶えず働きかける（「不断の努力」を要する）性質ゆえ、手

にとることのなかなか難しいものではあるが、「平和」のあり方の方向性は示していると思う。だれもが差別されず、抑圧されない社会状況と平和の関係性を考えること——それは、本来の意味での「積極的平和」に近づくことであろう。

それほど馴染みのない「平和創造学」という呼称ではあるが、「平和」を祈ったり願ったり、受容したり享受したりするもの、というように捉えるのではなく、私たち一人ひとりの市民が「人権と平和」の組み合わせに留意しつつ、積極的に働きかけ、作りだしていくもの、という想いがその名前には込められている。軍事的手段によって守るとされる平和や安全保障ではなく、一人ひとりの市民が、いろいろな切り口で様々な人権・平和問題に取り組むことによって作りだされる平和と安全保障——本書がこうした平和創造の可能性の扉をひらく一助となれば、幸いである。本書を世に送り出すに際し、法律文化社の小西英央さん、ならびに本書の企画に関わられた多くの方々に厚くお礼を申し上げたい。

2021年3月

編 者